

病院－ 1

許認可等の内容	庁舎での行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院庁舎管理規程第 4 条第 1 項		
担 当 課	市立病院総務課	処 分 権 者	病院事業管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 庁舎での行為の許可は、その行為を庁舎で行う必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 1 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 2 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 3 当該行為が憲法第 89 条に抵触しないこと。 4 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理に支障をきたさないと認められること。 なお、「本庁舎」とは、本庁舎その他附属施設及びその従物並びにこれらの敷地をいい、「その他附属施設」とは、倉庫、車庫をいい、「その従物」とは、本庁舎、附属施設以外のものをいい、「これらの敷地」とは、これらのすべての敷地をいう。			

病院－ 2

許認可等の内容	庁舎への集団立入りの承認		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院庁舎管理規程第 6 条		
担 当 課	市立病院総務課	処 分 権 者	病院事業管理者
標準処理期間	3 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 集団立入りの承認は、庁舎に集団で立入る必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 1 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 2 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 3 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理に支障をきたさないと認められること。			

許認可等の内容	使用料及び手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院使用料及び手数料条例第2条第2項		
担当課	市立病院総務課	処分権者	病院事業管理者
標準処理期間		設定日	
審査基準を設定しない理由 条例第2条第2項に規定する減免は、省令、厚生労働省通知等に基づいて実施しており、患者からの申請による減免は実施していない。また、当面実施する予定もないため、審査基準は設定しない。 【変更日】令和6年6月1日			